（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定） **第三十四条の五**　法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第六十一号及び第六十六号に掲げる手続（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七十条第一項の規定により指定された保全対象発明を含む特許出願に係るものを除くものとし、国際意匠登録出願に係る手続にあっては、拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）とする。	（ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定） **第三十四条の五**　法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第六十一号及び第六十六号に掲げる手続（国際意匠登録出願に係る手続については、拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）とする。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○国土交通省令第十五号

タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第四十八条及び道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十七条第三項の規定に基づき、タクシー業務適正化特別措置法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

タクシー業務適正化特別措置法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令

（タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験） **第三十九条**　法第四十八条第一項の輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験（以下「試験」という。）は、タクシー事業に係る法令、安全及び接遇に関し告示で定める事項に関する知識について筆記試験の方法により行うものとする。 （削る） （削る） 2～4　（略） （削る） （削る） 5・6　（略） （試験の免除） **第三十九条の二**　一の指定地域で行われた試験に合格した者が、当該試験に合格した日から起算して二年以内に、当該指定地域以外の指定地域においてタクシーの運転者になろうとする場合には、その申請により、試験を免除する。	（輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験） **第三十九条**　法第四十八条第一項の輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験（以下単に「試験」という。）は、次に掲げる科目ごとに、告示で定める事項に関する知識について筆記試験の方法により行うものとする。 一　タクシー事業に係る法令、安全及び接遇 二　当該指定地域に係る地理 2～4　（略） 5　地方運輸局長は、第一項各号に掲げる科目のいずれか一科目について合格点を得た者に対し、当該合格点を得た科目を通知する。 6　前項の通知は、第十七号の二様式による科目合格通知書により行うものとする。 7・8　（略） （試験科目の一部免除） **第三十九条の二**　一の指定地域で行われた試験において前条第一項第一号及び第二号に掲げる科目について試験を受け、そのいずれか一科目について合格点を得た者が、当該試験に係る同条第五項の通知があった日から起算して二年以内に、当該指定地域で行われる試験を受ける場合には、申請により、当該合格点を得た科目に係る試験を免除する。 2　一の指定地域で行われた試験に合格した者が、当該試験に合格した日から起算して二年以内に、当該指定地域以外の指定地域で行われる試験を受ける場合には、申請により、前条第一項第一号に掲げる科目に係る試験を免除する。